

税理士事務所で

無料税務相談を行います。

ご希望の方は、下記受付方法によりご相談ください。

■実 施 日 ■ 令和8年2月3日（火）～令和8年2月13日（金）

【※但し土・日・祝日は事務局休業のため除く】

■対 象 者 ■ (1) 年金受給者の方

(2) 給与所得者で医療費控除を受ける方

(3) 年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方 など

※上記の方でも株・不動産等の譲渡がある方、不動産賃貸等の事業を営む方は対象外となります。

上記の所得等に関する相談のみお受けいたします。

■受 付 時 間 ■ <午前> 9時30分～正午

<午後> 1時00分～4時00分

■受 付 方 法 ■ 関東信越税理士会上尾支部事務局へご連絡ください。

※ 税理士により担当日が異なりますので、ご希望日の担当税理士をご案内いたします。

☎ 048（776）8777（※通話料はご負担いただきます。）

※ 令和8年1月13日（火）より予約受付を開始いたします。

にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。（注）

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登載されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会「税理士会員章」とは一切関係がありませんので、ご留意ください。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

